

令和3年5月18日現在

人・農地プラン実質化推進支援事業に関するQ & A

1 事業の仕組み

Q 1 本事業を実施するためにはどのような手続きが必要ですか。

A 本事業は、国が事業実施主体を公募により選定し、当該民間団体等が別に定める公募要領により、本事業を実施する市町村、都道府県を公募するものです。

市町村、都道府県は、公募期間中に事業実施提案書に必要な資料を添付して、事業実施主体である（一社）全国農業会議所へ提出してください。

（一社）全国農業会議所が提出された事業実施提案書を審査し、市町村、都道府県へ採択結果を通知します。

採択された市町村、都道府県は必要な補正等を行って、速やかに事業実施計画を（一社）全国農業会議所に提出し、承認を受けていただくこととなります。

2 補助対象者、要件

Q 1 市町村の取組について、アンケートや地図作成の経費よりも話合いに係る経費が優先されるのはなぜですか。

A 本来、人・農地プランの実質化の取組は令和2年度中の完了を目指していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で話合いができず、やむを得ず工程表を令和3年度に延長した地区があります。

昨年度に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響下における人・農地プラン実質化の推進について」（令和2年6月26日付け2経営第897号）の1の（3）において、コロナの状況下においても話合いに用いる資料の作成等話合いに向けた準備を進めていただくようお願いしておりましたので、アンケートや地図作成の経費よりも話合いに係る経費を優先的に配分することとしています。

Q 2 令和3年度から新たに実質化に取り組む地区は対象となりますか。

また、令和2年度に公表した工程表で、あらかじめ工程の取りまとめ時期が令和3年度以降にかかっている地区の取組は補助対象ですか。

A 令和2年度中に工程表に基づき実質化の取組を開始していたものの、新型コロナウイルスの影響等により令和3年4月以降に取りまとめ時期を延長した地区のみが対象となります（事業実施要綱（別記2）の第2のとおり）

Q 3 既に人・農地プランが実質化されている地区で、地図を作り直すなどの取組は対象となりますか。

A 既に実質化している地区の取組は対象となりません。(事業実施要綱(別記2)の第2のとおり)

Q4 プランの取りまとめ時期を令和3年4月以降に延長していることが要件となっていますが、延長した工程表は令和2年度中に公表している必要がありますか。

A 応募するまでに都道府県と地方農政局等の確認を受け、市町村において延長した工程表を公表していただく必要があり、事業実施提案書には完了時期を見直した工程表の添付が必要です。

Q5 新型コロナウイルスの影響により、令和2年度に人・農地問題解決加速化支援事業の事業計画の一部しか取り組めなかった場合や事業計画を廃止した場合は、本事業に申請することはできますか。

A 令和2年度事業で予定どおり取り組むことができなかった地区でも工程表の延長手続きが行われていれば、申請することは可能です。

Q6 補助金額に上限はありますか。

A 市町村又は都道府県ごとの上限設定はしていませんが、予算の範囲内で補助金額を調整することがあります。

3 補助対象経費(市町村)

Q1 本事業と他の国庫補助事業と併用することはできますか。

A 国の農地集積・集約化対策事業のうち機構集積支援事業を活用して農地所有者等の意向調査を行っている場合、市町村は本事業で農業者に対するアンケート調査に取り組むことはできません。同様に、上記事業により地図による現況把握に取り組んでいる場合は、市町村は本事業により地図の作成に取り組むことはできません。(別表)補助対象となる経費の注2のとおり)

Q2 人・農地プランの実質化に関連する業務に伴う市町村の正規職員の超過勤務代は全て人件費として計上できますか。

A 人件費として補助対象となるのは、人・農地プランの実質化に向けた話し合いに参加するために必要な報酬のみです。話し合いに向けた事前の資料作成や地図作成等に係る超過勤務は対象となりません。

Q3 新型コロナウイルス感染症対策として、地域の話合い等で使用する消毒液やアルコール液、マスク、非接触型体温計、飛沫対策用のパーテーション等は、補助対象となりますか。

A 人・農地プランの実質化の取組（地域の話合いや検討会など）で必要となる感染防止対策に係る費用は、補助の対象となります。消毒液等の購入は事業実施期間中に使い切れる量として下さい。

Q 4 地域の話合い等に係る飲食代（お茶、お菓子、弁当等）は補助対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 5 地図の作成にあたり、地図ソフトの改修経費は補助対象となりますか。

A 地図ソフトの改修経費は対象となりません。

なお、アンケート調査や地図の作成経費よりも、話合い等の経費を優先的に補助しますのでご注意ください。

4 補助対象経費（都道府県）

Q 1 都道府県の取組において対象とする市町村は、工程表を令和3年度以降に延長した地区がある市町村に限られるのでしょうか。

A 都道府県の取組については、説明会の開催や事例発表、普及啓発など市町村の取組内容と異なりますので、工程表の延長の有無については問いません。

5 事業実施計画書

Q 1 事業実施提案書と事業実施計画書の内容が乖離する場合とは、どのような場合が該当しますか。

A 事業実施提案書に記載された取組内容に基づき、採択、交付予定額を決定しますので、計画申請時点で提案書に記載のなかった取組が盛り込まれている場合等はその理由をお聞きすることがあります。

6 事業実績報告

Q 1 第3四半期時点で完了している取組については、遂行状況報告時に事業費の根拠となる資料を提出することになっていますが、事業完了時にも同じ資料を再提出する必要がありますか。

A 第3四半期時点で提出した資料の再提出は不要です。事業完了時には、遂行状況報告後から事業完了までの間の取組に係る事業費の根拠資料を提出してください。

Q 2 事業終了後、実績報告の際に領収書等の写しについて添付が必要となりますが、人件費等で令和4年2月分の活動経費を3月に支出する場合は補助対象となりますか。

A 実績報告時に金額が確定しているものについては、3月以降の支出であっても補助対象事業費とすることができます。